平成２４年（フ）第５５７号
大阪府泉大津市末広町１丁目９番21―802号
債務者　安藤　義彦
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５７０号
大阪府泉南市樽井６丁目20番１―406号
債務者　中川　洋史
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５８５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地56棟104号
債務者　山本　　宏
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５９８号
大阪府和泉市王子町２丁目１番９―303号
債務者　沼田　美穂
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６００号
大阪府泉大津市東助松町１丁目３番31号助松ハイツＤ―303号、前住所大阪府貝塚市小瀬387番地１レオパレスＫＯＫＡＤＯ305号
債務者　西脇　啓博
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６０２号
大阪府岸和田市並松町７番２―506号
債務者　三田　義夫
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６１１号
大阪府泉大津市二田町３丁目４番37―103号
債務者　安達　正己
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３８号
大阪府和泉市伯太町３丁目３番36号
債務者　吉田　博幸
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
長野県小諸市赤坂１丁目２番６号
債務者　杉本　康児
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５４３号
タイ国パトムタニ県ラムルッカ郡クーコット町パホンヨーティン路パホンヨーティン74小路第８地区733／410番、住民票上の住所岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地463
債務者　川島　泰明
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７０号
岡山市中区平井６丁目10番14―４号
債務者　井本　京子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４１６５号
東京都多摩市永山３丁目21―25
債務者　坂元　文香
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２３６号
東京都豊島区上池袋１丁目25―２　コスモス26上池袋1102号
債務者　小田部久美
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２３７号
東京都北区赤羽南１丁目11―５―208
債務者　薄井　正美
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２３８号
東京都北区赤羽南１丁目11―５―208
債務者　薄井　優子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２５１号
埼玉県志木市上宗岡２丁目18―23
債務者　春日　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部